

告示

埼玉県告示第八百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山王用水利地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	中島 實	埼玉県熊谷市本田二千二十三番地
同	木村 一男	同 二千四百八十四番地
同	田島 直治	同 四千六十番地
同	飯野 収夫	同 五百四十八番地
同	河野 和功	同 四百五十九番地
同	吉田 致良	同 六千五十二番地七
同	清水 英央	同 畠山八百六十六番地
同	飯野 晃太郎	同 二千二百二十六番地
同	高橋 修	同 二千二百九十五番地
同	反町 芳郎	同 熊谷市上新田二百四十四番地
同	関口 明男	同 六百四十二番地一
同	飯島 啓作	同 板井八百七十八番地一
監事	茂木 昇	同 深谷市畠山四百二十三番地
同	中嶋 恒雄	同 本田四千九百四十五番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	福田 征芳	埼玉県熊谷市上新田二百五十六番地
同	持田 良雄	同 深谷市本田三千七百四番地
同	眞下 武文	同 三千九百二十八番地
同	小林 徳秋	同 四千九十二番地
同	眞下 幸男	同 八百二十九番地
同	中西 廣	同 三百七十四番地
同	小林 昇二	同 五千四十九番地
同	大澤 一男	同 畠山千五百七十五番地
同	飯野 作壽	同 五百九十四番地

同	監事	同	同	同
中	飯	飯	新	高
嶋	野	島	井	橋
恒	昌	照	正	俊
雄	男	雄	男	夫
同	同	同	同	同
同	深谷市 本田四千九百四十五番地	同 板井九百九番地二	熊谷市 上新田百一番地一	同 二百二十二番地一